

## 兵庫県立大学名誉博士称号授与規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学（以下「本学」という。）における名誉博士(以下「名誉博士」という。)の称号の授与について定めるものとする。

### (授与対象者)

第2条 名誉博士の称号は次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学における教育研究等の進展に貢献した功績が特に顕著であった者
- (2) 学術文化等の発展に寄与した功績が特に顕著であり、本学において顕彰することが適当と認められる者
- (3) その他学長が特に顕彰することが適当と認める者

### (推薦)

第3条 学長でない副理事長（以下「副理事長」という。）、理事、副学長及び学部長等は、前条第1号から第2号のいずれかに該当すると認められる者(以下「候補者」という。)があるときは、名誉博士候補者推薦書(様式1)に、当該候補者の略歴、業績及び功績に関する調書を添えて学長に推薦することができる。

- 2 前項の場合において、副理事長、理事、副学長及び学部長等が推薦するときは、副理事長、理事、副学長にあっては大学本部における全体会議、学部長等にあっては当該学部等の教授会の意見を聴かなければならない。

### (審査及び選考)

第4条 第2条第3号に該当する者があったとき、または第3条の規定による推薦があったとき、学長は、教育研究審議会に報告のうえ、名誉博士審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、その審査を付託するものとする。

- 2 学長は、前項の審査委員会の審査結果に基づき、名誉博士の称号の授与を決定する。
- 3 審査委員会の設置については、別に定める。

### (交付)

第5条 名誉博士の称号は、学長がこれを授与する。

- 2 授与する名誉博士称号記は様式2のとおりとする。

### (称号授与の取消)

第6条 名誉博士の称号を授与された者が、その名誉をけがす行為があったときは、学長は、審査委員会の議を経て、称号の授与を取り消すことができる。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、名誉博士の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。